

児童手当改正（拡充）のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

変わることは？

◎主な変更内容は下表のとおりです

主な変更	改正（拡充）前 <令和6年9月分まで>	改正（拡充）後 <令和6年10月分から>
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を 養育している人	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している人
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学生:一律10,000円 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律:5,000円(特例給付) 所得限度限度額以上:支給なし	●3歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
支給月	3回(各前月までの4ヶ月分を支払) 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回(偶数月)(各前月までの2ヶ月分を支払) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の 算定対象 (カウント 方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 +高校生年代までの児童の兄弟等で次の 子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等があ る18歳年度末以降～22歳年度末まで の子

今回の改正（拡充）で、手続きが必要な人は？

手続きが必要な人	手続方法・書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人 ② 所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外である人	◆児童手当認定請求書（役場にあります） 【必要な添付書類】 ・本人確認書類（「マイナンバーカード（両面）」又は「個人番号確認書類＋身元確認書類（免許証など）」の写し） ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している人	◆児童手当認定請求書
④ 新たに多子加算の算定対象となる 18 歳年度末以降 22 歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が 3 人以上の人 ◎新たに児童手当の対象となる人だけでなく、現在、受給中で該当する人も提出が必要です。	◆監護相当・生計費の負担についての確認書（経済的な負担等があることの確認書類を求める場合があります）

改正（拡充）で新たに対象となる人の 手続きの期限は

令和 6 年 9 月 2 日から 10 月 18 日までに、三股町役場 福祉課 児童福祉係の窓口での手続きが必要です。

この申請期間中に「児童手当認定請求書」の提出がない場合（*手当が認定される人）は、令和 6 年 10・11 月分の手当の支給月は、令和 6 年 12 月ではなく、令和 7 年 1 月以降 になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和 7 年 3 月 31 日です。最終期限を過ぎた場合は、令和 6 年 10 月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります）

手続方法・手続先

三股町役場 福祉課 児童福祉係の窓口での手続をお願いします。

※単身赴任等で、請求者と児童が別居している場合は、請求者が住民登録している区市町村へ請求してください。

◆令和6年9月30日以前に三股町から転出される場合は、転出先の自治体で手続を行ってください。

◎児童手当を受給中の次の人は、今回の改正（拡充）に伴う手続は不要です
（認定請求書や確認書の提出は必要ありません）

◆中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている人

◆現行でも多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する人

※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる人を除く。

◆現行では多子加算は適用されないが、改正（拡充）後は適用され、手当額が増額する人 ※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる人を除く。

◆所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている人

令和6年12月上旬に手当額改定（増額）の通知をお送りします。

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続先です。今回の改正（拡充）に伴う手続は、町ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

児童手当に関するお問い合わせは

三股町役場 福祉課 児童福祉係

0986-52-9060（直通）

0986-52-1111（代表）

e-mail : jidfuk-k@town.mimata.lg.jp